

「令和元年度 第2回高知市子ども・子育て支援会議」

開催日時：令和元年9月3日（火）18時30分～20時30分

会 場：総合あんしんセンター3階大会議室

（子育て給付課 宮本課長）

大変お待たせをいたしました。それでは定刻となりましたので、ただいまから、令和元年度第2回高知市子ども・子育て支援会議を開催いたします。私は、こども未来部子育て給付課長の宮本でございます。本日はよろしく願いいたします。大変お忙しい中、また大変暑い中、本会議にご出席を賜りまして、誠に感謝申し上げます。議事に入りますまで、私のほうで司会のほうを務めさせていただきます。よろしく願いします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。資料一覧ごらんください。委員の皆様は座席上に配付しております、まず委嘱書を配付させていただきますので、ご確認くださいませようよろしく願いいたします。そして会次第、委員名簿、座席表。座席表のほうに中西委員のお名前が抜けておりまして、誠に申し訳ございません。皆様のほうでお書き加えいただけますよう、お願いをいたします。そして量の見込みの説明順序を載せております。そして資料3につきましては、皆さんのほうに既に郵便でお送りをしたものをちょっと差し替えをさせていただきたいと思ひまして、全て印刷をしたものを配付させていただきますので、ご確認ください。また、事前に送付しておりました会議資料は資料1としまして、高知市子ども・子育て支援事業計画の骨子について、我が国における少子化の現状。資料2、基本理念、基本方針、施策体系。資料2-1、子ども・子育て支援の意義のポイント。資料2-2、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正（案）。資料3は差し替えをさせていただきますようお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の会議ですけれども、委員の皆様15名中、出席委員11名の方にご出席をさせていただいております、条例に定めております会議定数を満たしております、有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。本日4名の委員の方がご都合により欠席と連絡をいただいております。また、1名の委員の交代がっておりますので、後ほどご紹介のほうもさせていただきます。

続きまして、高知市子ども・子育て支援会議の委員につきまして、皆様のほうにお手元に委嘱書を配付させていただいておりますけれども、令和元年の8月1日から新たな任期となっております。この度の委員の委嘱に当たりましては、皆様方に快くご快諾いただきまして、誠にありがとうございました。皆様の任期のほうも令和3年7月31日となっております。こちらのご確認をお願いいたします。

それでは、委員の交代がございましたので、ご紹介のほうをさせていただきます。小笠原紀江さんの後任といたしまして、社会福祉法人昭和会から畑山理恵さんに委員をお願い

することになっております。

畑山さん、一言だけお願いできますでしょうか。

(畑山委員)

どうも、ご紹介にあずかりました，昭和会の畑山と申します。小笠原のほうからの引継ぎで今年度から皆様とご一緒させていただきますので，いろいろと教えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(子育て給付課 宮本課長)

どうもありがとうございます。

委員の皆様，本市におけます子ども・子育て支援の推進にご協力をくださいますよう，引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは，新たな任期での会長と副会長の選出をさせていただきますと思ひます。

会長，副会長は高知市子ども・子育て支援会議条例によりまして，委員の互選により定めるとされておりますが，選出の方法はいかがいたしましょうか。もしお構ひなければ事務局の案を申し上げさせていただきますよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(子育て給付課 宮本課長)

それでは，会長を有田委員に，副会長を神家委員にお願ひしたいと考えておりますが，ご異議ございませんでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(子育て給付課 宮本課長)

ありがとうございます。

有田委員は本日欠席でございますが，事前に内諾をいただいておりますので，有田会長のほうには後日ご連絡をさせていただきますと思ひます。

それでは，神家副会長から一言ご挨拶を頂戴したいと思ひますので，よろしくお願ひいたします。

(神家副会長)

皆さん，こんばんは。

(委員一同)

こんばんは。

(神家副会長)

先ほど副会長に指名をいただきましたので、その任を務めさせていただきたいと思えます。この会は、第二期の子ども・子育て支援事業推進計画を策定することにあると思えます。各委員の皆様方には、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただき、策定に貢献していただけたらと思っております。この後の会でまたいろいろとよろしく願いいたします。

以上です。

(子育て給付課 宮本課長)

どうもありがとうございました。

本日の会議は、第二期の計画の骨子及び量の見込みなどにつきましてご説明を事務局からさせていただきまして、ご議論をしていただきたいと思いますと考えております。第二期の計画の策定に当たりましては、国のほうで策定しております計画についての基本指針が6月に改正予定でございましたが、本日、その指針の改正が内閣府の告示ということで通知がっております。本日の会議ですけれども、今日の昼間に来たばかりで、詳細にまだ反映することができておりませんので、6月に示されておりました資料等を基にご説明をさせていただきます。特に大きく変わったところというのは見受けられなかったこと。後からご報告させていただきますけれども、そういったことでの議論をお願いしたいと思っております。

それでは、議事に移らせていただきます。ここから神家副会長に進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

(神家副会長)

それでは、皆様よろしく願いいたします。次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思えます。

まず、議事(1)第二期子ども・子育て支援事業計画の骨子について。そのうちの我が国における少子化の現状について、事務局のほうから説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(子育て給付課 関川給付制度担当管理主幹)

子育て給付課、関川です。

第2回の子ども・子育て支援事業計画の骨子について説明させていただきます。お手元の資料1をごらんください。資料1の1ページの(1)出生数と合計特殊出生率の推移につ

いて説明します。出生数は穏やかな減少傾向となっており、平成 28 年には 100 万人を割り込んでいます。合計特殊出生率は低い数字にとどまっております。

続きまして 2 ページ目をごらんください。(2) 人口構造の変化について。ゼロ歳から 14 歳までの年少人口の割合は低くなっております。逆に 65 歳以上の高齢者人口の割合は高くなっています。人口構造の変化は、今後の社会保障制度や経済成長へ大きな影響を与えることが懸念されています。

続きまして 3 ページ。(3) 依然として厳しい女性の就労継続。第 1 子を出産した前後に女性が就業を継続する割合は上昇となっています。また、育児休業制度を利用して就業を継続している者の割合は大きく上昇しています。一方で、第 1 子出産を機に離職する女性の割合はなお 46.9%あり、就業を継続する割合は上昇しているものの、離職という道を選択する女性の割合も依然として高い状況になっています。続きまして、第 1 子の妊娠・出産を機に仕事を辞めた理由をお聞きしております。仕事と子育ての両立への負担感が女性の離職の大きな理由となっていることが分かります。

続きまして 5 ページ。(4) 保育所待機児童に関する問題について。平成 26 年以降増加傾向が続いていましたが、保育所数の増加とともに利用児童数も増加し、平成 30 年には前年より減少しました。

続きまして 6 ページの (5) 子育て世代の男性の育児参加について。週 60 時間以上の長時間労働をしている男性は、どの世代においても、平成 17 年以降減少傾向にあります。しかしながら、子育て期にある 30 歳代や 40 歳代の男性については、約 5 人に一人が週 60 時間以上の就業となっており、他の世代に比べ最も高い水準となっております。続けて 7 ページをごらんください。育児時間を国際評価してみると、6 歳未満の子供を持つ夫の育児時間は、1 日平均約 50 分程度しかなく、多くの欧米諸国が 1 時間以上であるのと比較すると短くなっています。下のグラフでは、夫の育児参加が多いほど第 2 子の出生が起きやすい傾向があるとされており、男性が育児において積極的な役割を果たすことが望まれています。

以上が、資料 1 我が国における少子化の現状についての説明です。

(神家副会長)

ありがとうございました。

ただいま説明をいただきましたが、これについて何かご質問やご意見がございましたら、答えてもらいますが、いかがでしょうか。

(吉川委員)

吉川ですけど、これ、国のデータは出てるんですけど、これに近い高知市のデータ。高知市はどういうふうに、合計特殊出生率はどうなったかというようなことはないのでしょうか。出生数がどういうふうに推移したかという。データなかなか採れないのもあると思

いますけど、国だけではなく、どうなのでしょう。

それから、4ページの、どういうことで子育てが続けなかった、いろいろ問題があって、これに対しての一つ一つの対応はされているんだと思うんですけども、またその辺りも聞かせていただきたい気がしますし。

6ページは、さっき言いました、一番働き盛りの人が5人に一人は60時間以上ですけど、5人に4人は60時間以上じゃないんですよね。比較的あるのかもしれないというような気もしたんですけど、それに関連して7ページですけど、7ページの、僕は、日本の男性の子育てがものすごく時間が少ないのかと思って、確かにそうなんですけど、これ見ますと、育児の時間というのはそんなに変わらないんですよね。見ると、家事・育児関連時間というのが全然違うわけですよね。家事・育児関連時間というのは、家事をする時間が足りないということなんですかね。少ないということなんですかね。子供をあやしたり、いろいろしてると。子供と遊んだりはまだまあして。だけど、奥さんのお手伝いはできないということであるのなら、これはどうしたらいいのかということですよ。データだけ。もう少しそういう子育て、小さい頃からそういうことやらさないといけないんじゃないかと思ったりしてるんですけど、そんなことを感じたので。

(神家副会長)

はい。高知市のデータはいかがでしょうかということがまずありますが、いかがでしょうか。

(子育て給付課 関川給付制度担当管理主幹)

子育て給付課、関川です。

まず、去年の出生数ですが、今回持ってきてないんですが、前回のこの委員会において資料を説明しまして、高知市の平成29年の合計特殊出生率は1.54でした。近年、26、27、28比べると、大体29は上がったなと。右肩上がりの合計特殊出生率となっております。

(吉川委員)

高知県全体の平均よりはいいわけですね。1.54というのは恐らくね。

(子育て給付課 関川給付制度担当管理主幹)

高知県との比較してのグラフでしたら、高知県と大体同じような感じですが、29年については高知県のほうが上の1.56という数字です。

(吉川委員)

1.56だったですかね。出生数は、高知県全体では4,000人台後半ぐらいですけど、高知市が半分ぐらい生まれるんですかね。

(子育て給付課 関川給付制度担当管理主幹)

同じように前回の資料では、高知市の出生数も載せておりまして、平成 29 年度は 2,619。

(吉川委員)

2,619。

(子育て給付課 関川給付制度担当管理主幹)

グラフでは、25 年から一緒にしておりますが、少しずつの減少という傾向です。

(吉川委員)

すいません。前回の資料、本当は、あったんならそれはあるんですけど、いつも一緒に比較させていただくと分かりやすいんじゃない。国だけを見ても、高知はまた違うかもしれないと思ったので。はい。

(神家副会長)

それ以外の質問については。

(吉川委員)

もう一ついいですか。3 ページでは、M カーブというのがあって、M カーブが緩まってきたということなんですね、これ。しかし、53%は継続してるけど、46.9%の人はお仕事 1 回辞めて、M カーブの M の落ち込みの中に入ってるということなんですね。これは日本全国そうなんです。やっぱり高知は少なかった。高知は結構、就業いいんじゃないかというようなことを聞いたりしてるんですけど、M にならないと。働かないとなかなか生活できないというようなことも聞いているんですけど。

(子育て給付課 関川給付制度担当管理主幹)

そうですね。女性の就職状況につきましても、前回での資料では示させていただきましたが、その M の分が少ないというような特徴ということで。

(吉川委員)

分かりました。ちょっと前回忘れてました。はい。

(神家副会長)

はい、どうぞ。

(井上委員)

すいません。井上です。

先ほどの吉川委員にちょっと便乗して。労働者の視点で言わせてください。

女性の M 字カーブについては、日本全体としてもほぼ台形に近い形になってきて改善されてきております。高知県というのは、M 字カーブを台形になってきていて、辞める方が少なくなっておりますが、やっぱり先ほど言われたとおり、高知県の事情、共働き比率が非常に高くなっています。その共働き比率が高いというのは、もともと女性が共働きをしているのが多いということはあるかもしれませんが、やはりそれは収入が少ないということで、働かなければならないという事情もやっぱり高知県では中小が多い側面あります。先ほど言われていた、女性の一旦辞めるということですね。子供、第 1 子ができたときに辞めると判断せざるを得ないという状況は、高知県では他と比べると少ないですが、やっぱりそもそも女性だけが妊娠したときに選択を迫られて、この間、ファザーリング・ジャパン代表の安藤さんが高知に来てお話聞いたんですけど、やっぱりその方もおっしゃっていましたが、「我々男性が、妻が妊娠したときに、仕事を辞めるか辞めないか悩んだことがありますか」と。「女性はまずそこから始まるんです」ということを話されていました。やはり、私もそうですけれども、妊娠したとき、出産したとき、復帰するとき、そして子供が病気になるとき、いろんなときに女性が選択肢を迫られています。そういうことをぜひ理解・共有していただいて、本当に子育てを支援していくにはどうしたらいいのかというのがいろいろ議論されれば有り難いなと思って、今日は吉川委員の話がとても有り難く感じました。国の出している資料なので、高知市としてじゃあどうなのかというところがなかなか状況では多分見づらと思うんですけど、ぜひこれからいろいろと意見を出していただいて、男性の少ない家事時間をどうしていくべきなのか。そこにはやっぱり男性の働いている時間。長時間労働を何とかしないことには、男性が帰っても疲れて夜中に何もできないですね。それをどうにかしていかないといけないので、そこも踏まえて、家族全体で幸せな家族になっていくにはどうしたらいいかということが、ここの会議で提言できたらなというふうに思っております。女性の活躍であったり、外で働く機会が増えているので、男性の育児参加や家事参加が増えても、なかなか女性から認められない男性が最近増えてますので、そのところは女性のほうも多少緩めに見てあげればと思うんですが、それに伴って女性のやっぱり責任とか仕事における責任とか上がってきてるので、どんどん女性のほうも負担が増えているのが現状です。ですから、そういうところも考えながら女性の厳しい、参加してくれても主体性がないと最近言われてますけれども、そういうところもいろいろ発信できたらなと思っておりますので、すいません、私の意見でした。ありがとうございます。

(神家副会長)

はい。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。

(子育て給付課 関川給付制度担当管理主幹)

それでは、以前の委員会のデータと今回のデータ、全国版と高知市の比較というのもまた次回には固めた形でまたお答えできるかなと思います。

(神家副会長)

そうですね。高知市の現状が国や県とどのような関係にあるのかが分かる形が一番理解しやすいだろうと思いますので、またよろしくをお願いします。

はい、それでは、続きまして、今度は骨子のうちの基本理念、基本方針、それから施策体系について事務局のほうから説明をお願いいたします。

(子育て給付課 関川給付制度担当管理主幹)

子育て給付課関川です。

お手元の資料2をごらんください。資料2, 1で、基本理念につきまして、上半分に今の計画の基本理念を載せております。基本理念につきましては、庁内の関係部署で検討した結果を報告します。現行の基本理念は、国の示す資料2-1, 1枚めくっていただいて裏面にあるんですが、子ども・子育て支援のポイント。右上、令和元年6月、内閣府子ども・子育て本部資料から抜粋でございます。この資料につきまして、今日の昼間に内閣府のほうから、この資料2-1, その次にあります資料2-2, これらを基に検討しています。資料2-2につきまして、今日の昼間に内閣府のほうから、これまでは案ということでしたが、この改正案そのまま9月に正式に官報に出すということがご報告ありました。これらの国からの資料を見ましても、基本方針というものは第一期の計画から大きくは変化をしてないと考えられます。第二期の高知市健康づくり計画の基本理念でも、話の中で子どもが健やかに生まれ育つまちと記載されています。また、第二期高知市地域福祉活動推進計画でも、地域共生社会の実現について記載があります。国の示す基本指針が大きく変わっていない状況では、第二期子ども・子育て支援事業計画においても、他の計画との関連がとれている現計画の基本理念を継承したいと考えております。

2ページごらんください。続いて基本方針についてですが、これも同様に、上半分に現計画の基本方針を載せています。基本方針につきましても、基本理念と同様に、国の示す指標においても大きく変化していないと考えます。高知市の他の計画との関連がとれている現計画の基本方針を継承したいと考えています。また、国の示す基本方針の改正等の詳細につきましては、基本方針ではなく各論にて検討が必要と考えております。

続きまして3ページ。A4横の施策体系をごらんください。左に現計画の施策体系を記載しています。中央に庁内関係部署で検討した結果を施策体系変更(案)として記載しています。右にその変更理由を示しています。

まず、書かれています「1 子どもの誕生と健康への支援の充実」につきまして、変更案は「子どもの誕生と健やかな成長への支援の充実」となっております。その変更理由は、総合計画基本計画 3 章育みの環の施策 24 の「心と体の健やかな成長への支援」、これと表現を統一して、子供の誕生から、幼児期・学童期へと健やかに成長するための支援を行います。

次に「1-4 食育の視点からみた健康づくりへの支援」で、変更案は「食育の推進と食生活支援」としています。変更理由は、総合計画基本計画第 3 章育みの環の施策 24 の重点的な取組の「食育の推進と食生活支援」と表現を統一し、子供たちが基本的な食習慣を身に付け、毎日の食事や食にまつわる様々なことを大切にすることから、食育を推進し、食生活の支援を行います。また、次世代育成支援対策推進法の行動計画策定指針の四-1- (2) -ウ「食育」の推進」とも表現の統一が図られます。

次に、「4-3 障害児支援の充実」について。変更案は「障害など特別な配慮を必要とする子どもへの支援の充実」としています。変更理由は、高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の中では、障害児ではなく「障害のある子ども」と表現されています。また、保育現場では、障害者手帳を持っている子供だけではなく、様々な理由で配慮が必要であるため「特別な配慮を必要とする子ども」と表現しています。そこで、限定的な表現にせず、実態に合わせた表現が適当と考えます。

次に、「4-4 ひとり親家庭やさまざまな家庭への支援」について。変更案は「ひとり親家庭の自立支援の推進」としています。変更理由は、子供の貧困対策の推進に関する法律の一部改正により、市町村にて計画の策定が求められております。高知市では本計画の貧困対策に組むこととします。このことに当たり、4-4 をひとり親家庭とそれ以外に分けて記載することとします。

その下に案、「厳しい環境に置かれた子どもと家庭への支援」について載せています。上の変更理由と同様で、ひとり親以外の様々な家庭への支援について記載することとなっております。

欄外に記載していますが、高知市子ども・子育て支援委員会ワーキンググループでは、上位計画と関連計画について、それぞれの最新計画との整合を図るように確認し、高知市が実施している施策で施策体系に記載されていないものがないか等の確認を行いました。変更を提案していない項目は第一期の計画の施策体系を継承することが適当と考えます。

以上が資料 2, 基本理念, 基本方針, 施策体系についての説明です。

(神家副会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見がありましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(小野委員)

すいません、小野です。

この変更案の中の 4 番の「食育の推進と食生活支援」というふうに、何かこれだけ割と具体的な文言になってるんですけど、食生活支援ということは、何かを指していますか。具体的な何かを連想してしまうような気がするんですけど。

(神家副会長)

いかがでしょうか。

(子育て給付課 関川給付制度担当管理主幹)

すいません。食生活支援につきましては、細かい各論に至るまでの検討はされておりました。今後各論で検討していきますので、そこで説明させていただきます。今の段階では、この食生活支援というところにつきましては、細かい内容のところまでは至っておりません。

(神家副会長)

何かご意見はございますでしょうか。

(小野委員)

いや、最近よく、子ども食堂とかそういったことがよく世の中というか町でありますよね。そういうふうなことをちょっとこれでは何かそれに直結してしまうような気がしてしまうので、何かもうちょっとそこまで連想しないような文言にしたほうがいいのではないかなというふうに少し気になりました。だから、食育の推進というのは分かるんですけど、どうなんだろうって思ったんですけど、どうですか。細か過ぎますか。

(神家副会長)

はい。ご意見をいただいておりますが、いかがでしょうか。

(こども未来部 山川部長)

ご意見ありがとうございます。確かに今いただきました以前の計画、施策体系ではもっと大きな視点で食育の視点から見た健康づくりという大きな見方ができていたと思います。今回、総合計画等との表現を合わそうとしたがために、少し今いただいたご意見のような形になってしまっているかと思います。いただいたご意見を踏まえまして、ちょっとこの名称につきましては次回までにまた再度検討させていただき、次回のときにまたご提案させていただきたいと思います。

(神家副会長)

はい。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

はい。どうぞ。

(井上委員)

すいません。井上です。

素朴に疑問なんですけれども、「ひとり親家庭やさまざまな家庭への支援」の中で新しく「厳しい環境に置かれた子どもと家庭への支援」というものがあるんですけれども。この厳しい環境というのは確かにそうなんだろうけれども、この表現がどうなのかなというふうにちょっとふと思ったので。分かりやすいといえば分かりやすいでしょうけどね。

(神家副会長)

いかがでしょうか。

(こども未来部 山崎副部長)

こども未来部の山崎です。

この変更につきましては、ワーキングの中で子どもの貧困対策の推進に関する法律の中の貧困対策の計画っていうものを、この子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込むに当たって、高知県のほうが先に計画を作っておりましたので、そこに厳しい環境におかれたという表現を使用しているのを使用しているということです。これにつきましては、いただきましたご意見を参考にさせていただきます。また次回提案させていただきたいと思っております。

(神家副会長)

はい。ありがとうございました。

それでは。

(沖田委員)

施策体系については確認させていただいておるんですが、前回も言ったんですけど、この事業を進めるために高知市として、どういう体制でやるか。役所仕事というのは結構縦で動く系列が多いとこの間も言わせていただいたんですけど、これを進めるのであれば誰がトップでそれぞれの事業の責任者は誰かという組織体制が示さないものかどうかっていうのが気になっておりまして、出すのであればどういう体制で臨みますよと。誰がトップ、頭を切ってリーダーシップを発揮して各事業分担をして、その責任者は誰かっていうよ

うな体制、責任体制というのを明確にしていだけないかなというのが思っておりまして、そういう体制が示せないのかなというところです。

(こども未来部 山川部長)

ご意見ありがとうございます。今回、施策体系をお示しし、実際、今度はこの施策体系に基づきまして詳しい個別の事業等をお示ししていくことになります。その中では、さらにこれを細分化して、この施策目標を達成するためにはこういう事業をしますという具体的な事業を並べていくことになります。その際におきましては、その事業は高知市役所のどこの部署が担当するんだよということを明記してまいりますので、その際に市のこども未来部だけではなく市全体の他の教育委員会とか関わってまいりますので、それぞれの施策を行う部署、名前を表記した状態というのをこの後の個別の具体的な内容のところ、ちょっと今日お示しできませんけども、次の個別の内容をお示しするときにお見せするような形になります。

(沖田委員)

その組織体のトップというのは市長と考えてよろしいでしょうか。

(こども未来部 山川部長)

はい。市の事業でございますので、市長を中心にはいたしますけれども、中には民間の方のお力もお借りしていくような事業もありますので。なかなか全体で誰がリーダーシップというのは一言では言い難いですが、うちとしては誰がではなくて、ここの組織が中心になってこの事業をやっていきますというような表現になってまいります。

(沖田委員)

それをまとめる方っていうのはやっぱりいないということですよ。各組織単位で動いちゃって、その組織をまとめて最終的にこの事業として最終責任者は私がリーダーシップをとって、全ての各組織に横串を刺して、全部が体系的にできるような組織を作りますっていうところまでの考えはないということなんですか。

(こども未来部 山川部長)

そうですね。市役所の組織の中でこの計画を運用していくことになります。ただ、この計画の所管はこども未来部でございますので、全体の調整はこども未来部で行います。今回、皆様方からご意見をいただき最終的には取りまとめた計画を市長のほうに答申をいたします。市長のほうに答申したうえで、計画というものが策定されますので、当然トップは市長になります。それぞれ所管の中で全体の横の調整は、こども未来部が賄うことにはなりますけれども、それぞれの詳細におきましてはもっと細かい課単位でありますとか、

そういう形で現在の市役所の体制の中で取り組んでいく形になります。

(沖田委員)

ということは、この事業の事務局はこども未来部ということでよろしいですね。統括するところはこども未来部が統括するというでよろしいですね。分かりました。

(神家副会長)

はい。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

それでは、ここでは基本理念、そして基本方針、先ほどの施策体系につきましては、次回までの検討内容も示されておりますが、基本理念、基本方針につきまして先ほど提示いただきました事務局の案につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(神家副会長)

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。基本理念と基本方針につきましては、認められました。そして施策体系につきましては、先ほど意見等がございましたところにつきまして、次回までに検討をよろしくお願いいたします。はい、ありがとうございました。

それでは、議事(1)につきましては以上ですがよろしいでしょうか。

それでは、議事(2)に移りさせていただきます。量の見込みについて事務局のほうから説明をお願いいたします。

(子育て給付課 関川給付制度担当管理主幹)

子育て給付課、関川です。

これから各担当部署から量の見込みについて、資料3を見ながら説明をお願いします。その順序につきましてA4横の量の見込み説明順序、右に資料3のページ数振っておりますが、この順序で左の説明部署ごとに説明をさせていただきます。また、一番最後に資料4としまして、量の見込みと各年度の実績、第一期の量の見込みを左半分を書いてまして、右半分に今回資料3に書いております各期間の実績を一覧にまとめておりますので、また改めて参照してください。

(保育幼稚園課 古津運営支援担当係長)

保育幼稚園課の古津といいます。私のほうから資料3の1ページ、教育・保育の量の見

込み、それから12ページから地域子ども・子育て支援事業の保育幼稚園課の所管分について、量の見込みを説明したいと思います。

資料3の1ページをごらんください。教育・保育の量の見込みについて説明させていただきます。教育・保育の量の見込みにつきましては、ニーズ調査を基に国の手引きに基づく量の見込みと、それから平成27年度からの第一期計画、この実績を基に第一期計画における量の見込みを検討いたしました。

まず、教育・保育の市全域・区分別ですが、各認定区ごとに検討を行った量の見込みの推計の合計となっております。今回の量の見込みにおいては、ニーズ調査の際に幼児教育・保育無償化を前提とした今後利用したい施設の意向を聞いておりますので、この国の手引きを基に算出された標準的な算定方法は一定幼児教育・保育無償化の影響を明示していると思っております。

次のページからそれぞれの区分ごとにご説明いたします。2ページをごらんください。まず、1号認定についてですが、1号認定は保育を必要としない3歳以上児でありまして、認定こども園及び幼稚園に在籍する1号認定子供が該当します。国の手引きに基づく標準的な算定方法の量の見込みは、今後利用したいと考えている潜在ニーズを含んでいると考えられますが、今回設定する供給量である、現時点の利用定員が量の見込みを大きく上回る状況です。また、幼児教育・保育無償化により1号認定から2号認定への移行が考えられる、無償化のニーズが反映された量の見込みに影響が表れております。これによりまして、今後1号認定の利用定員は減少する可能性があると考えます。

次のページをお願いします。量の見込みの推計方法ですが、標準的な算定方法による量の見込みは1号認定【幼稚園・認定こども園利用意向者及び専業主婦（夫）等の幼稚園・認定こども園利用者】及び2号認定（幼）【就労世帯等のうち認定こども園利用者】、この合計と人口推計から利用率を基に算出した利用者とを比較し、大幅な乖離はありませんでしたので、保護者ニーズを反映している国手引きの標準的な算定方法での量の見込みが妥当であると考えております。供給量につきましては、現時点の利用定員から無償化により利用定員が減少する傾向となると推測し、一定の割合で減少する推計としております。1号認定については以上です。

次、4ページをお願いします。続きまして2号認定（幼）ですが、それにつきましては保育を必要とする3歳以上児で、幼児期の学校教育の希望が強いと想定されるものとなっております。標準的な算定方法での量の見込みは、保育を必要とする潜在家庭類型において、現在、幼稚園（通常の就園時間）を利用している者の割合から算出しております。今回のニーズ調査においては、幼児教育・保育無償化が実施させる場合の利用形態の移行ニーズが反映されておりますことから、国手引きによる標準的な算定方法は、無償化の影響が反映されている量の見込みとなっていると考えます。

次のページ。量の見込みの推計方法ですが、標準的な算定方法では、人口推計から利用率の実績を基に算出した推計値と比較しまして、約1.7倍になっております。1号認定のと

きと同様に幼児教育の無償化が拡大した場合の保育を必要とする潜在家庭類型により、1号認定から2号認定（幼）の移行によるものと想定されます。量の見込みも1号認定と同様の考え方で、国手引きに基づく標準的な算定方法の量の見込みとしております。供給量につきまは、現時点での認定こども園の保育を必要とする定員に、施設整備による定員増、それから今後の利用状況により1号認定からの移行した利用定員の増を見込んで定員の設定を推計しております。2号認定（幼）については以上です。

次、6ページ、2号認定（保）ですが、これにつきましては保育を必要とする3歳以上児で、認定こども園及び保育所に在籍する子供が考えられます。標準的な算定方法の量の見込みは、保育を必要とする潜在家庭類型において、今後、幼児期の学校教育の利用が強いと想定されるものを除いた割合から算出されており、保育所及び認定こども園での利用が考えられます。ただし、先ほどの2号認定（幼）において認定こども園の2号認定の量の見込みが設定されておりますので、2号認定（保）の供給量は保育所のみで考えております。また、保育所では低年齢児の利用率が増加しておりまして、定員の弾力運用により2号認定（保）の供給量が実態より多くなっている場合がございます。

次のページ、量の見込みの推計方法についてですが、標準的な算定方法の量の見込みはニーズ調査において11の施設類型の利用希望者から2号認定（幼）を控除して算定されておりますが、その結果は現員数を下回ることとなりました。これは先ほどの定員の弾力化以外に、保育所の利用者の中に幼児期の学校教育を希望する世帯が含まれていると推測されますが、今後の利用意向が反映されているとして国手引きに基づく標準的な算定方法としております。供給量につきましては、現在の区域内利用者の分布に偏りがあり、定員に満たない施設や、定員の弾力化により定員を超えて受入れがされている施設がございます。また、市全域で定員に対する3歳以上児の保育所入所率が97.3%となっております。保育提供区域別の現員数で見ても、いずれの区域も定員の範囲内であるため、利用定員を供給量として設定しております。

次のページ、お願いします。続きまして、3号認定（0歳）ですが、これは保育を必要とする0歳児で、認定こども園や保育所、地域型保育の利用が該当します。国手引きによる標準的な算定方法では、全月齢を対象としておりますが、産後休暇や2カ月未満児は保育所入所月齢に達していないことなどから、量の見込みの数値の適正化には月齢による控除が考えられまして、また育児休暇中の場合は保育を必要とする要件に該当しないため、控除の対象とすることが考えられます。国手引きによる量の見込みと実績に基づく量の見込みを比較しても、国手引きのほうが多く出ておりましたので、月齢や育児休暇中による対象であると考えられております。

次のページ、お願いします。量の見込みの推計方法です。子供の育ちの観点から、また、労働基準法の産後休暇からも、生後2カ月までの控除が妥当であると思われまして。育児休業中については、ニーズ調査に基づく育児休業取得の割合は、実態に即したものと考えられ、また、ワークライフバランスの観点から考えても、この育児休業取得の割合で控除す

ることが適正であると考えられます。このため、量の見込みは生後 2 カ月までの数値及び育児休業中の数値を控除した値としております。参考としまして、表の右のところに生後月齢別のニーズ量と供給状況として生後 2 カ月までと 3 カ月まで、6 カ月までで、それぞれ育児休業中の数を控除したニーズ量を示しております。量の見込みに対する供給量につきましては、利用定員を供給量としまして、令和 3 年度以降は保育所等の施設整備による現員の増加や小規模保育施設の新設などによりニーズ量を確保していきたいと考えております。

次のページ、お願いします。続きまして、3 号認定（1, 2 歳）ですが、これは 3 号認定（0 歳児）と同様に保育を必要とする 1, 2 歳児で、認定こども園、保育所、地域型保育の利用となります。標準的な量の見込みにつきましては、保育を必要とする潜在家庭類型において、今後、認可保育所等の保育施設の利用を選択した割合から算出されております。3 号認定の供給量につきましては、小規模保育施設や企業主導型保育施設の新設により増加する可能性があります。

次のページの量の見込みの推計方法ですが、標準的な算定方法の推計及び実績に基づく推計による需給バランスでは、最終的に全体として充足しております。ウの表の西部区域では、計画当初は不足している状況でございますが、需要に地域的な偏りのある現状を一定把握しているとも考えられます。このため、量の見込みにつきましては、標準的な算定方法の量の見込みとしています。供給量につきましては、先ほどの 3 号認定の 0 歳児と同様、施設整備による定員増加や小規模保育施設等の新設なども見込んでおります。

以上で、教育・保育の量の見込みの説明を終わります。

引き続き、12 ページ、地域子ども・子育て支援事業時間外保育事業について説明いたします。

まず、地域型保育事業についてです。高知市における保育時間が 8 時半から 16 時半までが短時間認定の事業で、7 時半から 18 時半までが標準化認定の時間となっております。時間外保育事業につきましては 18 時 30 分以降で、30 分以上の延長が要件となっております。しかし、国の手引きによる抽出条件は希望保育時間 18 時以降となっておりますが、高知市の場合は施設来所時間の関係上、19 時以降の保育希望者の算定が該当します。今回のニーズ調査においては、19 時以降の保育希望と回答があった児童数に補正したものを量の見込みとしたいと考えております。供給量につきましては、平成 30 年度に実施した延長保育事業の実登録者数の実績から推計しております。この供給量ですけど、市域全体で若干供給量が不足することとなり、西部区域での供給不足の影響が大きいことから、提供体制の追加を考える必要がございます。具体的には、平成 30 年度実績値を基にすると、表 1 のところですが、西部区域の施設では児童数に対して平均 27.8%の利用実績がありました。市内保育所・認定こども園の 2 号認定・3 号認定の利用定員の平均が 104 人でしたので、平均利用率 27.8%では 1 施設当たり約 29 人の供給を見込むことができます。供給体制を追加しない場合は、計画最終年度の令和 5 年度で 43 人分供給不足となるため、令和 6 年度当初から 2

施設の新規参入で補うことを想定しております。

次のページ、お願いします。続きまして、一時預かり事業についてです。まず、幼稚園における一時預かり事業になります。国手引きによる標準的な算定方法では、1号認定による利用はリフレッシュ事由による幼稚園預かり保育と考えられ、2号認定による利用は教育・保育の2号認定(幼)の利用を想定しております。国手引きによる標準的な算定方法では、現在幼稚園に通わせている保護者で就労希望があると回答した人が多く見られるため、ニーズ量が多くなっております。この量の見込みでは、実態との乖離が大きいため、昨年度施設に対し行った利用状況調査におきまして、幼稚園型一時預かり事業の利用実績から年間の利用児童数の推計値を量の見込みとして算出しております。供給量につきましては、幼稚園による一時預かり区域は保育所等での一時預かり事業と異なり、事業の範囲内であれば利用要件や日数等に制限がないため、希望があれば利用が可能な状況ですので、供給の値は量の見込みと同じ値としております。

次のページ、お願いします。次に、一時預かり事業(その他)です。一時預かり事業(その他)では、保育所において一時保育専用スペースで保育を行う一般型、それから保育施設を利用する児童が定員に満たない場合に実施ができる余裕活用型の一時的預かり事業が想定されます。この事業はいずれも基本的に、幼稚園、保育所及び認定こども園の在籍児童が利用できないこととなっておりますが、国の手引きに基づく標準的な算定方法にはこれらの施設の在園者も含まれておりますので、ニーズ量の実績と比較して過大となっております。これによりまして、①運営費に国庫補助対象施設在籍者は利用できないこと。また、②原則として一時預かり事業が1歳児以上を対象としていることから、これら①②の施設の利用実態に沿ったニーズの推計値を量の見込みとして算出しております。供給量につきましては、平成30年の一般型と幼稚園型の一時的預かり事業の実績で見込んでおります。

次が、飛びまして19ページ。病児保育事業の体調不良児対応型になります。この事業は保育所等に入所する児童が保育中に急な発熱等体調不良となった際に、保護者が迎えに来るまでの間、施設で雇用する看護師等が必要な処置等を行い保育する事業になります。国の手引きには量の見込みの算出方法に差異はありませんが、国の子ども・子育て支援交付金の対象事業でありまして、国からの交付を受けるためには計画に従って実施する必要がありますので、今回の事業計画において量の見込みを設定したいと考えております。量の見込みの推計方法としては、過去の実績に基づき、過去3年間の児童1人当たりの利用日数の最大値を直近の事業実施施設の入所児童数に乗じて算出しております。供給量につきましては、基本的に在園児が対象となりますので、対象となる児童は全ての児童が利用できるということになります。ですので、量の見込みと同数の供給量としております。表の中にあります施設数につきましては、事業実施の際には事業開始届の提出が必要となっておりますので、その開始届の提出済みの施設数、最大値としております。

次に、25ページをごらんください。利用者支援事業の特定型になります。この利用者支援事業につきましては、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報

集約と提供を行うとともに、子供や保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業となります。特定型につきましては、行政の窓口での実施が想定されており、平成 27 年度の申請後当初より保育幼稚園課の窓口で実施しております。供給量につきましては、継続して保育幼稚園課の窓口での実施となりますので、量の見込み、供給量とも 1 施設で計画をしております。

次、26 ページになります。続きまして、実費徴収に係る補足給付を行う事業です。この事業は保護者の世帯状況を勘案して教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。量の見込みにつきましては、国手引きの算定、算出方法の差異はありませんので、平成 30 年度、直近の実績値を量の見込みとしております。供給量につきましても、世帯状況によるものでありますので、量の見込みと同数となります。

続きまして、27 ページ。こちら実費徴収に係る補足給付を行う事業になりますが、こちらは令和元年 10 月以降、幼児教育・保育の無償化により、保護者が支払うべき副食費につきまして国が定める免除対象者、これが 3 歳以上児の年収 360 万円未満相当の世帯及び第 3 子以降になります。27 ページの資料の考察の欄のところに、免除対象者として年収 360 万円未満相当の世帯及び同時在園第 3 子以降と書かれていますが、同時在園というのを資料のほうから削除していただきたいと思っております。ぜひ資料の訂正をお願いいたします。この第 3 子以降というのが多子カウントの方法が、幼稚園の場合ちょっと違っておまして、小学 3 年生までの同一世帯の子供の数でカウントしますので、同時在園に限らず第 3 子以降になります。こちらの免除対象者につきましては私学助成の新制度未移行幼稚園、それから国立大附属幼稚園を利用する 3 歳以上児につきまして副食費を助成する事業になります。これも、子ども・子育て支援交付金の事業となりますので、交付金の交付を受けるためには事業計画に従って実施しなければなりませんので、今回、計画をさせていただきます。量の見込みの算定に当たりましては、国手引きに算出方法が示されておきませんので、平成 30 年度の就園奨励費、こちらが私学助成の幼稚園になりますが、この補助申請者のうち年収 360 万円未満の世帯及び第 3 子の対象児童から推計をしております。

続きまして 28 ページ、多様な主体の参入促進・能力活用事業についてです。高知市が実施する事業としましては、認定こども園特別支援教育・保育経費に関する部分となります。具体的には、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や特別支援保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子供を認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進する事業になります。これまで実績としましては、平成 29 年度に 1 施設において実施したのみとなっております。量の見込みとしましては、国手引きの算定方法の記載がございませんので、過去の実績による見込みとしております。供給量につきましては、対象児童の入所状況や加配職員の配置によることとなりますが、基本的に事業の要件に従い対象施設があれば実施可能であるため量の見込みと同数としております。

保育幼稚園課の報告は以上になります。

(神家副会長)

保育幼稚園課のほうから説明をいただきましたが、いかがでございましょうか。大変膨大な量の。

(伊野部委員)

質問。

(神家副会長)

はい、伊野部委員。

(伊野部委員)

伊野部です。

すいません、ちょっと教えてください。資料3の1ページの、この第一期のこの数字、アの市域全域で1万3,000が平成31年には1万2,789に。これは実績の数字ですよね。それで、同じくそのページのウの量の見込みのところの1万2,270人から令和の一番最後が1万1,302人というのは、これは量の見込みで、これは先ほど古津係長が説明していただいた数を集計した数字ということになるわけですよね。

(保育幼稚園課 古津運営支援担当係長)

はい。

(伊野部委員)

これたまたま、計算してみただけに分かるけど、同じ率で下がっていつているんやけど、そういうことではない。この表でいくと大体毎年1.6%ぐらいずつ減るような数字で両方とも実績もなってる、見込みもなってるんやけど、別にそういう意図というか、そういうあれはないがですか。

(保育幼稚園課 古津運営支援担当係長)

保育幼稚園課古津です。

この量の見込みの推計に当たりましては、人口推計に係数を掛けた算出方法になっておりますので、人口推計が減っておる関係でこういった一定の割合で出ている量の見込みが、上の算定方法上では出ていることになります。

(伊野部委員)

すいません。もう1個いいですか。

非常に毎年 1.6 ずつ、認定を受けているお子さんだけですけれど、減っていくという状況の数字なんです。この高知市では確か市長が平成 31 年度、今ご夫婦が希望される出生数、出生数という言い方するんですかね。が 1.6 という目標でやられてるということを私、承知しているんですが、先ほど平成 29 年度は 1.54 という数字のご報告ありました。これは今年度ですからどうなっていくか分かりませんが、1 点目、ちょっとこれは質問になるかどうか分かりますけど、一応、今回の第二期を立てるに当たって、この 5 年目に市として幾らに持っていきたいのかという、まず目標をやっぱり立ててられているのかどうか。平成 31 年には、1.6 という目標があったと思うんですけど、それが 5 年後には 1.7 までとか、そういう具体的な数値目標があるのかどうかということをお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

(こども未来部 山崎副部長)

こども未来部の山崎です。

その合計特殊出生率の目標値につきましては、地方創生の総合戦略のほうで掲げている数字、1.6 という数字になります。この計画も、子ども・子育て支援事業計画と同じ年度で改定となっております。今年度が第二期計画の改定の作業を行っているところです。その中で、その合計特殊出生率を再び目標の指標として据えるのかどうかというところは、まだ議論の途中となっております。今後どういうふうな形になるかというのとは分からない状況です。

それと、合計特殊出生率に関しましては、その地方創生の総合戦略の検証の中で平成 20 年度からある比較になりますが、120%向上しています。女性の未婚率のほうも下がっていますので、いらっしゃる女性の方のお子さんというのが増加している状態にあります。ただ、高知市の特徴としましては、18 歳から 24 歳までの女性の社会減。例えば進学とか就職とか、そこによる減少がものすごく大きいので、その減少率が出生数の低下とほぼ率が同じになっています。そういう特徴が今の高知市にありまして、そういうこともありまして今やってる総合戦略の中では、例えば郷土愛というキーワードができたりですとか、そういう作業を今しているところとなります。

(伊野部委員)

すみません。最後にもう 1 点だけ。

この 5 年間見ても高知市としては、保育で言いますと、同時入所の二人目の保育料無償化、全国に先駆けてしたと。それから小学校 6 年までの医療費も無料にしたと。それから新生児の聴覚の検査もやり始めたと。それから産後ケアについても全戸訪問を目標にやっている。いろんな施策をやっても下がっていつている。1.6% ずつ、実績で見ると。これがどう見るかですけど、やってるからこれだけに収まっているという見方もあるだろうし、だからその辺を、これはもうこの会議でそこを考えないかんことかもしれませんけど、い

わゆる他に打つ手はあるのかなど。いわゆる子ども・子育てに関する制度のこの中でこれだけやってきているのにまだ減っていると。これをやっぱり最終的には2、最低でも2、2.1ぐらいまで持って行きたいですわね。だからそのためにはどういう施策が考えられるのかちょっと部長、分かる範囲でありましたらちょっとお答えいただきたいです。

(こども未来部 山川部長)

いつもありがとうございます。

先ほど副部長が申しあげましたように、本市全体の総合戦略は現在改定中で、次の目標は決まっていません。ただ、私どもも市長と一緒に話している中では、ここ近年、子育て施策というのは非常に充実してきています。経済的な支援でありますとか、それ以外での切れ目のない支援でありますとか、そちらのほうはかなり充実してきているという結果が合計特殊出生率が伸びてきている、そこに反映してきていると思います。しかしながら、合計特殊出生率は右肩上がりでは来てはいましたけれども、逆に出生数が減っている。そこは人口の減ですね。丁度、出産適齢期に当たる女性の人口が減ってきている。これはもう、20年、30年前に生まれた人たちが今、少ないというところですので、その生まれた数をどうすることもできないので、高知市としてはその社会減、先ほど申しあげました18歳から25歳ぐらいまでの特に女性が県外へ転出しているという現状がございます。そこを、その社会減を抑えることによって人口の大きな流れを食い止めようというのが高知市全体の施策です。その中では今、移住対策でありますとか、もっと小さいときから郷土愛を育てて、一旦大学で外へ出たとしても高知へ戻ってきてもらう。また、産業面のほうにおきましては、高知で就職できる、そういう企業さんを育成するし、また、その企業さんがあるということがアピールされていない。実際、高知にはたくさんすばらしい企業さんがあるんですけども、その内容が就職世代の皆さんに伝わっていないということもございますので、やはりその人口をいかに人口減を抑えていくのか、そこがない限りは、日本全体でもそうですけど、高知県における人口ピラミッドがどんどん三角形が小さくなってきているピラミッドがそのまま年齢層が上がっていきますので、急速な人口の回復は望めないというふうに考えています。ですので、その中で精一杯子育て支援策、私たちができることは子育て支援策を充実していくというところで少しでもその子供を産み育てやすい環境を作っていくということに尽力していく必要があると考えています。

(伊野部委員)

ありがとうございました。

(神家副会長)

他にいかがでしょうか。

それでは、保育幼稚園課の説明については以上で終わらせていただきます。

続きまして、子ども育成課のほうから説明をお願いいたします。

(子ども育成課 長尾課長)

子ども育成課の長尾と申します。

続きまして、子ども育成課関連の事業の量の見込みの推計についてご説明いたします。15 ページをお開ください。初めに、放課後児童健全育成事業についてでございます。15 ページの表でございますが、上段アについては、第一期計画の実績、2 段イについては第二期計画の量の見込み推計を記載しております。推計に当たっての考察でございますけれども、第二期計画におきましては、国通知で示された考え方に基きまして、小学校 1 年生から 6 年生までの各学年ごとの区分で量の見込みを算出するとされました。算出の方法としましては、平成 28 年から 31 年度までの利用児童数の増減傾向を基にしまして、小学校ごとに利用児童数を推定し、その総数を量の見込みとしております。供給量につきましては、待機児童を解消するとの考え方がありますので、この量の見込みと同数としております。

1 ページめくっていただきまして、16 ページでございます。次に、地域子育て支援拠点事業についてです。地域子育て支援拠点事業の第一期計画におきましては、平成 27 年から平成 31 年度までの「利用実績」を基に、年度間の伸び率から推計値を算出しまして、それに推計人口変動率を乗じて量の見込みとしております。供給量につきましては、これまでの実績で、上段にございますけれども、14 施設を地域のサービス支援センターとして開設しておりますけれども、第二期計画期間中に、令和 2 年度から 3 年度にかけて 2 施設を増設することによりましてこの標準を上回るように考えていきたいという計画でございます。

17 ページをお開きください。次に病児保育事業の非施設型・訪問型についてでございます。この訪問型病児保育事業につきましては、平成 31 年度からの新規事業となっております。そのため実績のほうにつきましては、平成 31 年度におけます実績としては予算を計上した際の見込み値を基にこの事業開始が 9 月からと実質なる予定でございますので、通年の実績については半分になるとの見込みから推計しておるところでございます。令和 2 年度からの見込みにつきましては、平成 31 年度の見込みを 2 倍して記載しておりますが、平成 31 年度は通年で 200 件と見込んでおりますので、通年の見込み量が達成されるものと考え、その上に児童人口の変動率を加味しまして令和 2 年度から推計値、量の見込みとしております。供給については、訪問型病児保育については施設型と違い受入れの定数がございませんので、この量の見込みと供給、同数を賄っていくということで量の見込み、供給量を同じ数字としております。

次に、18 ページを見てください。病児保育事業の施設型でございます。量の見込みは平成 31 年度実績見込値 1,765 に対しまして、推計人口変動率を掛けて求めた値に平成 27 年度から 30 年度までの実績値でございますけど、この中に利用できなかった申込者数、いわゆるお断りをした方になるんですけども、この平均がこの実績の中に大体 622 ございますので、この 622 人を加えてさらに訪問型が設置されたことで、前ページの訪問型の病児保

育でございますけれども、設置されたことでニーズが分散されるということを考慮しまして、量の見込みを算出しております。供給量につきましては、年によって疾病の流行が異なることから、例えば平成 28 年度ですと 2,008 とか、平成 27 年度実績値で 1,975 というのもございますけれども、31 年度になると 1,765 というところで、疾病の流行によって受け入れられる実績値が変わってきているということから、実績値平均値の 1,882 人日をこれまでの供給量として定めまして、量の見込みとの差を満たすため 1 施設、この第二期の計画の中に 1 施設を増にすることによって需要量に対する供給を賄いたいというふうに計画をしております。

次に、20 ページをお開きください。ファミリー・サポート・センターについてでございます。ファミリー・サポート・センターについては、国の手引きに基づいて算出した見込みが、実績値の約 10 分の 1 と非常に過少になるため、実績値、やはり今までと同様でございますけれども、実績値に基づいての算出としております。算出方法としましては平成 31 年度の利用実績見込みに、推計の人口変動率を乗じた数値に依頼会員と援助会員がいて、そのマッチングによって、この援助、サポートができるわけでございますけれども、ニーズに対して賄える援助がなかったということがあって、この不一致というのがございます。こういった不一致により、利用に至らなかった件数の平均値をそれぞれの年度に加味しまして、量の見込みというふうにしております。また、供給量につきましては利用ニーズに合致する援助会員を確保することで、令和 3 年度には需要を満たすことができるように、供給量増を目指した数値とするということで、2,226、平成 31 年度の実績値に供給、賄えるような数を加味しまして令和 3 年度には需要と供給が、供給量が上回るという形で一期からの計画としています。

次、少し飛びますが、29 ページをお開きください。新・放課後子ども総合プランの量の見込みについてということで、放課後児童クラブについてでございます。放課後児童クラブの施設整備につきましては第一期計画期間においては待機児童解消を優先した施設整備を行ってきたということで、現在まで 92 のクラブが開設されておるという実績でございます。一方、第二期計画でございますけれども、今までの待機児童解消ということに加えまして、国基準が 1 クラブ当たり定員がおおむね 40 名という基準が示されておりますので、その基準をクリアするための施設整備についても、第二期計画で盛り込んでいく必要があるというふうに考えております。そこで第二期の計画、量の見込みとしましては、各年度の推計利用児童数を国基準の利用定員数で国基準おおむね 40 名ということで利用定員数で除して算出をしております。供給量につきましては、令和 2 年度については確保予算からの推計ということで 96 という数値になっておりますが、令和 3 年度からは、先ほど申しました国基準を満たすための施設整備も加えていくということで、各年度 3 施設から 6 施設、そういった整備を行っていくということで、最終的に量の見込み 118 を満たす形を令和 6 年度に達成するような供給量としております。

次に、30 ページをお開きください。放課後子供教室についてでございます。放課後子供

教室については第一期計画の実績数を記載しております。現在のところ、下段の表にありますように、第一期計画中に 27 年度には 36 校の実施校だったものが、31 年度の第一期の計画終了年度に 41 校ということで、高知市内 41 校全てに放課後子供教室が設置されたということになっております。ということで、需要に対して供給量が全て賄われるというふうなことで、上の量の見込みについては過去 5 年間の実績の平均値 931 でございますけれども、この供給を満たしていく。これまでと同様の値についても 41 校で実施して継続していくという内容になっております。

31 ページをお願いいたします。放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する、令和 6 年度に達成されるべき目標事業量ということで、新・放課後子ども総合プランの中に規定されているところでございますが、こちらにつきましてはアの表のほうには現在の児童クラブ実施校数、現在 35 校でございますけれども、それに対しまして、子供教室は先ほど申しましたように 41 校全てで実施されているところでございます。これを一体的に、また連携して実施するよということ、プランが国のほうからございますので、現在の第二期の量の見込みとしましては、現在、児童クラブが実施されている 35 校について、これ全てで一体的なそういった連携した取組をしていくということ、現在のところ、ゼロでございますけれども、この第二期計画の中に、令和 2 年から始まって令和 6 年までの間に 35 校全てで一体的な取組を行っていくように目標値を定めている、供給量を定めているところでございます。

子ども育成課の報告については以上でございます。

(神家副会長)

はい、ありがとうございます。

子ども育成課からの説明がございましたが、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。いかがでしょう。

どうぞ、井上委員。

(井上委員)

井上です。

すみません、量の見込みなのでどうなのかと思うんですけども、放課後児童クラブと子供教室を一体的に実施ということについてなんですけれども、なかなか工夫が必要だと思うんですが、具体的にどんな形になるのかちょっと教えていただけますか。

(子ども育成課 長尾課長)

一体的に、又は連携してということの中に、一つは仕組みとして子供教室でやっていることを、例えばまずは 1 回一緒にやるというようなことがあるんですけども、その前段として、学校とそれから子供教室等運営委員会、それから放課後児童クラブの 3 者でそれに

ついて会議をするといえますか、その話し合いをするということが前提としてこれ条件として必要になります。それを経た上で、一緒にそのイベントなり何なり取り組んでいくということからスタートさせていくということで、その学習と取組といえますかそういったところと一緒に取り組んでいくということで、そういう取組を進めていくというようなことをごさいます。すみません、ちょっとそのようなことで、まず条件としてそういった3者の取組、一緒に話し合いによって一体的にやるというような計画というかそういうことが必要になるということをごさいます。

(神家副会長)

はい。他にいかがでしょうか。

(沖田委員)

1件だけ教えてもらっていいですか。

(神家副会長)

はい。どうぞ。

(沖田委員)

病児保育事業で非施設型・訪問型、それから施設型っていうのが17、18ページにあって19ページは違う部署、保育幼稚園課のほうでやっている病児保育事業というのはここに書かれているとおりに保育所に入所している方が具合が悪くなったときに対処する施設ですよということで書かれておるんですが、この非施設型・訪問型っていうのがちょっとどういう事業なのか私よく理解してないんですが、どういうことをしているのかなと思ひまして教えていただいたらと思ひます。

(子ども育成課 長尾課長)

病児保育の施設型のほうは、これは病院のほうで保育スペースを構えて保育士さん、それから看護師さんがいて部屋のほうで病児の子供さんをお預かりするというようなサービスでございすけれども、この非施設型のほうは訪問先ということでその方、ご病気のお子さんがいらっしゃる子供さんのご家庭のほうに訪問をしてそこに看護師とか保育士の資格を持ったその事業所の職員が行ってそこで保育をすると、病児を預かるというかそこで保育をするというような内容のものになります。

(沖田委員)

いうことは、この方たちっていうのは、子供さんを保育とか幼稚園に預けてなくて、自宅で親が見ておる中で病気になったときに病院へ預けるとか来てもらって保育してもらう

とかいうそういう状況なんですかね。

(子ども育成課 長尾課長)

病気有的时候には、やっぱり保育園とか休みを取らなければいけませんので。

(沖田委員)

そのときですか。

(子ども育成課 長尾課長)

ええ。そういうときに実際に、そのときに保育をするというような。

(沖田委員)

保育所とか幼稚園預かってくれない病気的时候に。インフルエンザ的时候に預かってくれるということでしょうか。分かりました。すみません。

(神家副会長)

はい。他にいかがでしょうか。

はい。どうぞ。

(小野委員)

29 ページの放課後児童クラブのところ、国基準の1クラブの定員おおむね40名っていうのがありますが、今、高知市の定員っていうのはごめんなさい、何人になっているんでしょうか。

(子ども育成課 長尾課長)

高知市のほうでは60名ということになっております。

(小野委員)

だから、施設をこれだけ増やさなければならぬというふうに理解すればよろしいですか。クラブ数を。

(子ども育成課 長尾課長)

はい。60名のところについて、算出基準、参考にするべき基準として40名というのが出されておりますけど、国基準としては40名を守ったほうが良いという数値で出されてますので、今60名のところも言いました基準を超えているので、それによって2クラブにすることによって30名、30名ということで40名がクリアされるというようなことでございま

す。そういった取組のところでもあります。そういったところでも出させていただきます。

(小野委員)

大変ですね。ありがとうございました。

(神家副会長)

他にいかがでしょうか。松下委員。

(松下委員)

失礼します。先ほだのご説明の中で放課後児童クラブと、それから子供教室、それから学校との3者の話合いをするということで、私中学校の責務なので分かってなくてお伺いしたいんですけど、その話合いというのはもう具体的なところになっていくのか。それとも、今からこれから同じ子供を育てる組織として進んでいくべきものだとは思いますが、具体的にどういうことを目指しているのか。ちょっとこの今、数字の話をお話されているので、ちょっと場違いな質問なのかも分からないのですが、教えていただければと思います。

(子ども育成課 長尾課長)

現在の進捗状況というところでの話なんだろうと思うんですけども、それ申しましては学校と、それから子供教室の方々、それから児童クラブというところの、まず一緒にそういったところを取組していこうということの話合いをしていくということについては、現在、今の時点でまだ進捗はしておりません。これからの話でございまして、そういった取組に関心とそれからご協力をいただけるところについてお話を進めていっておるところで、まず国のほうも夏休み1回のイベントというところから始まって、それから月1回とかそういうことが本当に進んでいくような形でもいいということはお聞きしていただくと、その3者による話合いというのは県として提示されているということで、それがあってみんなで取組ということになっていくところなんです。今のところは、まずスタートすることをとりあえずお話を進めていかなければならないところかなと思ってます。あと、子供教室と放課後児童クラブとの一体化というところは総合プランの中で、話がされているところなんですけども、子供の主体性を尊重して、より健全な育成を図るために、文部科学省と厚生労働省が一体的に学習と保育ということで、放課後の子供の居場所を作るということもより一層強化されるだろうということなので、進めている事業でございまして、それによって子供の自主性、社会性というものが習得できればということによって、国としては、2023年度までに全ての子供教室と放課後児童クラブでそういった取組ができるようにしていきたいというふうに、要は考えられているところがございます。

(松下委員)

ありがとうございました。

(吉川委員)

ちょっといいですか。

(神家副会長)

はい。

(吉川委員)

吉川です。

さっきいろんなこの推計をどうするかというのは出たわけですが、実際にこの資料 4 で見ますと、実際の推計、この 5 年間の推計等と実際の実績がものすごい合ってる場合と合わない場合とが結構あるように見えるんですけど、それを鑑みて今のその推計の方法にされたんでしょうか。資料の一番上を見ると、全域の量の見込みというのは、これはいいんですよね、全体ですからね。ところが、2 番目のこれにある 1 号認定というのはすごく 27 年は実績値が多かったですよね。今移って行って変動してきているわけですが、この 27 年、これで合ってきてるからそれでいいのかもしれないけれど、27 年の量の見込みがそれだけ違ったことはどういうことなのかとか、そういうことについて何かどういう推移が、今の予測値というのはいいんですけど、結果を見てどう考えたらいいいのかよく分からないんですけど。

(こども未来部 山崎副部長)

こども未来部、山崎です。

この資料 4 の 1 ページ目のことをおっしゃっているかと思いますが。この平成 27 年度から第一期計画の数字につきましては、アンケート調査から例えば就労の希望とかそんなことも全部聞いていっていますので、それから潜在家庭類型というものを推計して、その数字を自動的に流し込む、そんな仕組みで作上げた数字になっておりまして、これは平成 27 年度は「子ども・子育て支援新制度」の施行と全く同じ年度になりますので、どういったニーズが動くかっていうのが非常に分かりにくい状態でしたので、国の標準的な推計方法に従って推計した数字が実態と乖離をしたなということになろうかと思いますが。そこにつきましては、平成 29 年度に中間見直しというのを行いまして、27、28 の実績などから、量の見込みの修正も行った上で次につないでいっております。令和 2 年度からの今後の先ほどの教育・保育の推計のほうにつきましては、この教育・保育の無償化というものがあまして、そこでの 1 号認定、2 号認定の動向というのが分かりませんので、そこについ

でも設問の中にそれを前提とした形で問いを入れておりましたので、標準的な国の推計方法を使用したということになっております。

(吉川委員)

そうすると、もう一回とか実績で修正したわけですね、29年度はね。そして、でも今度は移行しますよね。だから、それはこの29年度に推計したその数字を基に移行の割合をしたから、最初のような大きな乖離は生じないだろうという数字になってるわけですかね。

(こども未来部 山崎副部長)

29年度の間見直しが30年、31年度のところで、若干数字の傾向変わってるかと思いますが、そこが修正されております。今回、今までの5年間の実績がありまして、成果が大きく変わるところは幼児教育・保育の無償化ということになりますので、それ以外の分については今の実績値というものを勘案して量の見込みを出すことができるので、そういった意味では第一期計画の最初よりは随分と実績に基づいたデータになっておると思います。

(吉川委員)

分かりました。かなり正確な数字が出るだろうと。そしてその予測のこういうふうにして予測するというのも、やっぱり予測値としてもそういうやり方がいいだろうと言えるわけですね、全体。

ありがとうございます。

(神家副会長)

他にいかがでしょうか。

はい。そうしましたら、よろしいですか。

(小野委員)

じゃあ、ちょっとすいません。ごめんなさい。一体的に実施する「新・放課後子ども総合プラン」というそのところのイメージなんですけれど、以前、私が追手前小学校という今は無くなってしまっている学校なんですけど、そちらのほうに児童クラブが設置されていない学校でした。当時、子供たちの放課後の過ごし方についてということに関して、PTAのお母さん方が非常に頭を悩ませていた時期で、子供たちは帰って、テレビゲームがはやり始めた時期だったので、みんな誰かのおうちに行ってテレビゲームをしていると。これではいけないということで、学校の校庭がその頃、スポーツ少年団も全くない学校でしたので、空いてるのでここを安全な学校の校庭を使わせてもらって、外で元気に遊んでもらおうではないかと。その中で縦ってというか1年生のことを上級生が面倒見たり、横のつながりだけでなく縦も仲良くなるっていうふうな形を目指して、できるだけ指導をしないって

いうふうな、大人が指導しない、けれども見守るということを目標に実施していく中で、学校の校庭は使わせてもらうけれども、その時間帯に学校の先生方はまだ校内にいらっしゃるわけですね。それで、けがをしたときなんかじゃあどうするのかっていうことなんかも話し合っていく中、組織を作っていく中で、あれは居場所づくり事業実行委員会というのを立ち上げて、地域の方、青少協の方とか、それからPTA、学校は管理職の先生に入っただけというふうな形で運営の仕方っていうのを話し合いながら、閉校になるまでの何年間か実際運営をしてきたことをちょっと思い出しました。その中で先ほど松下先生がおっしゃっておられたように、一人の子供さんのことをみんなで育てていく。それから自主的な子供、体を動かして元気になっていく、私たちが子供の頃に体験したようなことを今の子供がなぜできていないのかっていうことを考えたときに、町の公園は危ない、危険である、それから塀を取り払われてボール遊びができない。いろんなことがもう制約されてきている時代にもう突入しておりましたので、そんな中で体を作り上げていきながら、けんかもしながら仲良くもなりながらという成長を目指そうとしたことがありました。それは当時の管理職の先生方に非常に評価していただいたのは、その校庭開放っていうのにみんな取りあえず5分でも10分でも体を動かして遊びたいっていうふうに遊んでいたわけですね。そしたら朝礼とかのときに倒れる子供がほぼほぼいなくなった、たくましくなっていくっていうふうな評価をいただいたことは非常にうれしいことでしたし、今、子供の自主性を育てるといえるときに、果たして今の児童クラブとか放課後子供教室っていうのが、親のニーズっていうもので設置をされている向きはないのかなというのは、少し懸念をすることはあります。親は子供がおとなしく勉強してたりすると安心する傾向にはあるとは思いますが、子供の育ちっていうことを考えたときに、もちろんけがもするでしょうけれど、それに対しては加害者とか被害者が出ることもあろうかと思えます。実際ありました。そのためには、じゃあ傷害保険に加入をしてもらいましょうとか、何らかの手だてっていうのをみんなで考えていながら運用してきたっていうことがありましたので、難しいことかもしれませんが、まず親の意識っていうのを、放課後どんなふうに自分の子供に過ごしてもらいたいのかっていう親の意識を変えてもらうっていうことも並行して必要なのではないかなとちょっと思いました。ごめんなさい。思い出話でしたけれど、そんなところです。

(神家副会長)

はい、ありがとうございます。

何かございますでしょうか。

それでは、子ども育成課の説明についての議題は以上になります。

続いて、子ども家庭支援センター、説明をお願いいたします。

(子ども家庭支援センター 中城所長)

子ども家庭支援センター、中城でございます。

私のほうから子育て短期支援事業と養育支援訪問事業につきまして説明をさせていただきます。資料の 21 ページをお開けいただけますでしょうか。まず子育て短期支援事業についてでございますが、こちらにつきましては、ショートステイ事業とそれからトワイライト事業それぞれについて、量の見込みとそれから供給量について推計をいたしております。まずショートステイ事業ですけれども、こちらは保護者の疾病であるとか育児疲れ、それから社会的事由によって家庭での子供さんの養育が一時的に困難になった場合に、子供さんを施設等でお預かりをするという事業でございます。それと、トワイライト事業ですけれども、こちらは保護者が仕事等の事由によりまして、恒常的に時間が夜間にわたる場合に子供さんを施設のほうで一時的にお預かりをするといった事業になっております。こちらの推計の仕方ですけれども、真ん中のちょっと下辺りに推計方法（案）とありまして、括弧囲みをしております。こちらは国の手引きによる量の見込みにつきましては、実績と非常に乖離が大きゅうございますので、第一期計画と同様に実績に基づく量の見込みの算出とさせていただきます。また供給量につきましては、過去 5 年間の利用実績の最大値、それを供給量として置いておるところでございます。ショートステイにつきましては、利用実績の平均値に推計人口変動率を掛けまして求めた推計値に、利用希望がありながら利用できなかった施設の定数の定員の関係などで利用できなかった推計値、これが年平均大体 186 人日ぐらいありますので、これを加えて量の見込みを算出をしております。一番下の表にありますように、令和 2 年度 532 というのが量の見込みになっております。それからショートステイの供給量ですけれども、先ほども申しましたように、過去 5 カ年の利用実績の最大値を供給量としておりますので、平成 27 年の 599 を基に 600 という数値を令和 2 年度は置かせていただいております。それからトワイライトステイですけれども、平成 30 年度までの利用実績がございません。ですので、平成 31 年度の予算書に基づく推計値、年間 90 人日という量を量の見込みとして令和 2 年度に置いております。それから、トワイライトステイの供給量でございますけれども、施設の体制的な制限はございませんけれども、ほぼ毎日供給可能。1 日当たり 1 名供給が可能と見込んでおりますので、365 日のうちの 350 という数を供給量として置いておくところでございます。

続きまして、養育支援訪問事業のほうに参りたいと思います。養育支援訪問事業ですけれども、事業は妊娠期からの継続的な支援を特に必要とするご家庭であったり、虐待のおそれやそのリスクを抱えたご家庭を対象に訪問をしまして、育児に関する専門的な援助や家事等の援助を行う事業でございます。こちらの量の見込みの推計ですけれども、利用実績の平均値に推計人口変動率を掛けまして、見込み量を算出をしております。令和 2 年度 481、令和 3 年度 472 というふうな量の見込みを設定をしておるところでございます。それから、供給量ですけれども、こちらにつきましては過去最大値が平成 22 年ですけれども、727 という供給量がございました。現在も委託条件につきましては 3 人役ということで変わっておりませんので、その最大値 727 を供給量として置いております。

私のほうから、説明は以上になります。

(神家副会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして母子保健課のほうから説明お願いいたします。

(母子保健課 寺尾課長)

母子保健課、寺尾です。

母子保健課所管の量の見込みについて説明を申し上げます。資料3の23ページをご準備いただくようお願いします。上の(9)妊婦健康診査のほうから順に説明を行います。

妊婦健康診査は、妊娠期間中に産科医療機関において健診を行った際に公費により検診費用を市が助成するもので、健診回数が14回となっております。①量の見込みにつきましては、人口は推定人口を用いております。検診回数につきましては、人口へ1人当たりの検診回数14回を乗じることで算出をしております。②の現在の状況としまして、令和2年度における健診回数は直近の平成30年度の平均受診回数が12であったため、推計人口2,384人に12回ということで健診回数は28,608回としております。

それでは次に(10)乳児家庭全戸訪問事業でございます。この事業は、生後4カ月以内の新生児宅を子育て支援訪問員及び保健師が訪問し、養育の様子を聞き取り、助言等を行い、適切な支援につなげていくものとなっております。①量の見込みにつきましては、先ほどと同様に推計人口を用いております。そして、②の現在の状況としましては、令和2年度における訪問人数として、直近の平成30年度の訪問実績、96.9%を推計人口に乗じて算出をいたしました。

ページをめくっていただきまして、24ページをお願いします。(11)利用者支援事業でございます。妊娠期から支援を開始するために、母子健康手帳交付時に妊婦さんと十分面接を行うため、利用者支援事業として子育て世代包括支援センターの設置を現在進めております。第一期計画の実績として、平成27年度に母子保健課内にこの包括支援センターを設置、続いて、今年度に西部健康福祉センターに開設する予定となっており、31年度における累計が2となっております。①量の見込みと②供給を同数としており、母子保健型の内訳としましては、令和2年度に1カ所開設、翌3年度にも1カ所開設する計画となっております。

説明は以上になります。

(神家副会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、質問、ご意見ございませんでしょうか。
はい、吉川委員どうぞ。

(吉川委員)

吉川ですけど、10番のほうの乳児家庭全戸訪問事業というのは、4カ月まで。4カ月、3カ月以内ということですかね。訪問というのは。

(母子保健課 寺尾課長)

4カ月まで。

(吉川委員)

満4カ月になって、5カ月より前ということですね。そしたら4カ月間に96.9%ですか、実績としてあると。それなんですかね、その4カ月までにやるわけですけども、実際に濃淡をつけてこの家庭は早く行ったらいいとか、そういうふうなことはやってるんでしょうか。

(母子保健課 寺尾課長)

そのご家庭の事情に応じまして、早めに行ったりとか、そういったことで違いはつけて対応しております。

(吉川委員)

そうですね。どうしても、4カ月というとかかなりもう育児が安定する時期なので、ひょっと1カ月の検診にはある程度来られているけど、小児科の健診がものすごく少なくなったんですね。婦人科の健診が14回になって、小児科の健診は1歳までに2回しかないんですよ。その2回の中でなったのは、4カ月までに訪問するからということになっているんですけども。そこで本当に十分できているのか。遅過ぎやしないかというような事例とか、そういうのはどうなんですかね。

(母子保健課 野田課長補佐)

母子保健課の野田と申します。

先ほどのご質問ですけども、妊娠中から既に医療機関からハイリスク妊婦などの連絡を受けて、妊娠中から支援をしておりますし、また出産した時点で病院のほうで子供さんに何らかの診断が必要な状態。あるいは保護者のほう、養育上の支援が必要なケースにつきましては退院までにケースカンファレンスをしたりとか、退院時には継続看護連絡票の連絡表といった形で早い時期に医療機関のほうから情報をいただきまして、そういった方につきましては、ケースによりまして退院直後、次の日ぐらいには訪問するとか。それ

から、通常よりも早くに生後2週間、3週間とか、1カ月以前に必要な応じて早期に訪問支援をするようにしております。そういった医療機関から、あるいは、妊娠中から継続支援をしていない、そういう特別な情報が入っていない方につきましては、おおむね生後2カ月前後ぐらいに訪問するのが大体多くなっております。

ですから、ハイリスクの人々には早期に対応しております。

(吉川委員)

分かりました。すごいハイリスクなものは当然早く行っていただかないといけないので、それはできていると思うんですけど。産後うつとか後になって起こるようなことについてのチェック体制とかそれに対して、その人たちを次のリスク、セカンドリスクとしてうまく捉えるような体制はできているのでしょうか。

(母子保健課 野田課長補佐)

先ほども言いましたように産科医療機関、それから小児科との連携によりまして、やはり健診等で受診したときに心配なケースについては、随時電話でも至急連絡をいただけるようにはしておりますので。

(吉川委員)

それは、どのぐらいのパーセントの連絡はあるのでしょうか。最初からやってるハイリスクは当然、ルートに載ってますよね。それから途中で問題は動いてくる。お産、生まれた後にいろんな問題がある。そこをチェックするのがあって、それはどれぐらいあって、全国の比率の産後うつを比べてある程度、それがここをサポートできる体制になっているかということです。

(母子保健課 野田課長補佐)

医療機関からの継続看護連絡表をいただいている件数が、平成30年度ですと530件ほどあります。530件の中には、妊娠中に連絡を一度妊婦さんの段階でいただいて、子供さんが生まれてからもう一度いただくという場合で、重複した部分もあろうかとは思いますが、530件の連絡をいただき、そのうち妊婦の段階で連絡をいただいているのが57件、10.8%といった状況です。この530件のうちの連絡をいただく時期について、細かくちょっと今手元に資料がないですけれども、通常出産をする時点ですぐお送りいただきますので、生後1週間2週間ぐらいにはこちらで把握して、その通知では間に合わないぐらい早急な場合は、入院中から連絡を取って、入院中に保護者の方と面接をして退院後すぐにおうちへ訪問できるように対策を採っています。

(吉川委員)

そうすると、妊娠中と産科を退院するまでのことについては連絡すると。しかし、その後2カ月ぐらいはちょっと空白の期間はどうしてもあるというわけですね。

はい、分かりました。

(母子保健課 野田課長補佐)

今現在、県のほうでも産婦健診の導入について、今、検討しております、またそちらのほうが始まりましたらもう少し早い時期に把握できるかと思えます。今、県と関係機関で検討している段階です。

(吉川委員)

分かりました。それができるとまた早くできるんですが、そうすると人員体制は大丈夫なんかという心配があるので、やっぱり今、産後うつとかそういうことがすごく問題になって、ですから、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

(神家副会長)

はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

(沖田委員)

全体的な話でも構いませんか。

(神家副会長)

はい、そしたら一応、1回、区切りたいと思えます。

他になければ母子保健課の説明についての質問、ご意見は以上にいたします。それでは、全体を通して何かございましたら。

(沖田委員)

すいません、横串に物すごくこだわってしまっているんですけど。先ほどご質問させていただいた中で、幼児保育の関係の話をさせていただいてたんですが、その中で子ども育成課のほうは、要は保育園とか幼稚園に預かってもらえなくなった病気の方、インフルエンザ等蔓延する病気の方は子ども育成課の病児保育事業でやるんだよと。一方で保育幼稚園課の病児保育事業では、そこで具合が悪くなった人はそこで対応しますよという話だったと思うんですけど、結果的には保育園、幼稚園に預かってる子どもが、そういう病気になったときに、幼稚園で具合が悪くなれば幼稚園で見てくれるけど、結局幼稚園に行けなくなった状態で行くと課が変わってしまうという状況。子供にとったら、本来、幼稚園に行きたいのに行けない状況の中で、対応は今度、子ども育成課になるよという。こういう

ところ私一番、縦割りというか扱うところが変わるっていうのがどうなのかなっていう気がしております、それはどちらかという保育、幼稚園の他の子供への影響があるので当然、幼稚園、保育園通わすことができないにしても問題は保育、幼稚園で起こった事案ではないかなと、であれば保育幼稚園課からこういう子どもさんがいるので病院で預かってくださいとか、それから非施設型ですかね、そういうところに預かってくださいとかいう情報が保育幼稚園課から子ども育成課にちゃんとつながってきちっと対応ができてるとかどうかそういうところが少し気になります。

もう1件、ショートステイのところで児童相談所との連携をしますっていう話、緊急性の高いのがあったんですけど、この辺りの最終的に、両方の連携の統括する人はどなたなのかなと。例えば預けたのは児童相談所の話だから後のことは知りませんよで終わってるような事案があるんじゃないのかなというように思ったりして、こういうところがきちんと連携して、子ども未来部のほうが統括するということなんで、全体を見ていただけるんだろうと思いますけど、この事案はこちらへ預けたらこれで終わるかじゃなくて、やっぱり皆さんと一緒に見ていただく必要があるのかなという気がしております。

それから、これは言っているのかどうか分からないんですけど、介良で起きた水難事故に関していろんなSNS上とかいろんな噂が流れておまして、これが事実かどうかというのが非常に分からないところがあるんですけど、親御さんは別の見方をして、いろんな動きをしているとかいう話も出ておって、こういうときに誰がこの子供さんとか子供さんの親を、後のフォローをするところはどこなのかなという、警察のほうは水難事故として終わっておるということで、それで操作は終わりましたということらしいんですけど、なかなか親御さんは納得してないという話も聞いておまして、こういうところのフォローとかいうんですかね、そういうところが、市として、教育委員会としてとかいろんなところが関連してくると思うんですけど、こういう対応するのはやはり縦割りではなくて、きちんと横の連携をしながらどうであったかということを検証していかないといけないんじゃないかなというのは私、非常に思ってます、その部分では、私、横の連携というのに非常にこだわるところがありまして、ご質問させていただいたわけなんですけども、その辺りを子ども・子育てというのは高知版ネウボラですか何か、高知県のほうは妊娠してから子供が学校に上がるまでを一連的に見るような施策をしますとかいう話が、実際それが本当に動くかどうか私も知らないんですけど。そういう話がある中でやはり、事業はそれぞれ分けてやらないといけないと思うんですけど、やっぱり全体的に連携というのは非常に重要だと思いますので、その辺りをきちんとやっていただかないと、子ども・子育て、本当は守れる子供の命も守れないこともあってはいけないんで、その辺りはよくご検討いただきたいなと。これだけたくさん事業をやるには本当に大変だと思うんですね。聞いてるほうもたまらないぐらいの事業があるんで、本当にこんな事業きちんとできるのかなというぐらいのたくさんの事業があるんですけど、これを普段の業務もある中で、この仕事もやらないといけないので職員の皆様も大変な思いをしながらやっているんだろうと思う

んですけど、やっぱりこの辺りもきちんと、全体的にフォローしてあげる人がいないと、どっかの担当課にもものすごく重荷にかかってしまって、そこが潰れてしまってもいけないので、今回関連する庁内のいろんな組織が、皆さんが協力してこの事業がきちんと成立するように、ぜひ考えていただきたいなというように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(神家副会長)

事業実施の体制について、ご意見ございましたら、なにかご回答等ございますでしょうか。

(こども未来部 山川部長)

ご意見ありがとうございました。やはり高知市におきましても、子ども・子育てにおきましては、組織の連携、地域の皆さんとも連携、連携というのが一番大事でございます。そのことは常に念頭に置きながら、私どもも高知市版ネウボラということで、やはり妊娠から子育て期まで切れ目のない支援ということで取り組んできました。当然、どこか1つの組織だけでできることではありません。様々な場面において、関係機関、市民の皆様と連携するということを、その視点を無くすことなく取り組んで、今までも来ましたし、これからもそういう形で取り組んでいこうということでおります。その中で、今、最後に母子保健課のほうから申しあげました子育て世代包括支援センターというのを、今、市内に今年2カ所目を整備していこうとしています。やはりそういうところでは、いろんな関係機関が連携してより情報を密にしてというような仕組みもさらに深まっていくと思いますので、そういう分野も含めて、今ご意見いただきましたように、決して縦割りではなく、それぞれの施策が切れてるわけではない、それぞれつながって全体として、子供達の子育て支援の向上につながっていくように今後とも取り組んでまいりますので、今後また、具体的な施策などお話ししていく機会もありますので、またぜひともご意見引き続きお聞かせいただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

(沖田委員)

お願いします。

(神家副会長)

ありがとうございました。

他にご意見等ございますでしょうか。

それでは予定しております議事は以上で終了いたしました。委員の皆様活発なご意見ありがとうございました。それでは本日の私の荷をここで降ろさせていただきます。それじゃ事務局のほうにお返しします。

(子育て給付課 宮本課長)

どうも、神家副会長ありがとうございました。最後に会次第の 3 にその他について事務局からご説明をさせていただきます。

(子育て給付課 関川給付制度担当管理主幹)

子育て給付課、関川です。

今回のこの議会、第 3 回の会議につきまして、審査の資料でお知らせしましたが、10 月 16 日と 17 日、この場所を同じ 6 時半から予約をしております。ちょっとこの場で皆様のご都合をお聞きして構いませんか。

(沖田委員)

17 で決まったんじゃないんですか。

(子育て給付課 関川給付制度担当管理主幹)

まだ皆さま方にお聞きできていません。

すいません、挙手で教えていただけますか。まず 10 月 16 日、参加できますという方、挙手お願いできますでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは続きまして 10 月 17 日参加できますよという方、挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。ちょっと今日は欠席されてる委員もいますので、そちらの方にも連絡取りまして、決定後こちらから連絡したいと思います。よろしくお願いします。

(子育て給付課 宮本課長)

どうもありがとうございました。

それでは以上をもちまして、令和元年度第 2 回の高知市子ども・子育て支援会議を終了させていただきます。神家副会長を始め、委員の皆様、本日は大変ご検討ありがとうございました。